

<p>(j) エネルギー流通に付随するサービス (b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う熱供給の託送サービス</p>	<p>に付随するサービス (a) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う電気の託送サービス</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 電気事業法により、サービス提供者に付与される免許の数は、制限することができる。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人員をあっせんするサービス（求職及び求人への申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）</p> <p>(a) 港湾運送サービス</p> <p>(b) 建設工事</p> <p>(c) 労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（現在定め</p>	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。</p> <p>(2) 約束しない。*</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内（注）において人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者を当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下に労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）</p> <p>注 労働者につ</p>	<p>ていない。 （八七二〇一、八七二〇二）</p>
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。* (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	
<p>(1) 約束しない。 (2) 約束しない。* (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	

- 
- (a) 港灣運送サー  
ビス  
については、企業  
間又は企業内  
の転任を通じ  
て日本国外か  
ら派遣しては  
ならない。
- (b) 建設工事
- (c) 警備
- (d) あらかじめ労  
働政策審議会の  
意見を聞いた上  
で政令で定める  
業務（例えば、  
医療関係業務）
- (e) 製造の業務の  
うち厚生労働省  
令で定めるもの  
（八七二〇三、八
- 
- 
-

<p>(1) 警備業 (八七三。ただし、八七三〇一を除く。)</p>	<p>(1) 調査サービス (八七三〇一)</p>	<p>七二〇九)</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>	

<p>(m) 科学及び技術に 関連する相談サー ビス（石油、石油 製品、ガス及び鉱 物に関連するサー ビス） （八六七五一、八 六七五二）</p>	<p>(m) 科学及び技術に 関連する相談サー ビス（石油、石油 製品、ガス、鉱物 及び測量に関連す るサービスを除 く。） （八六七五一、八 六七五二）</p>	
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(m) 日本国内の土地の測量サービス (八六七五三、八六七五四)</p>	<p>六七五二)</p>
<p>(1) 基本測量(注)又は公共測量(注)の測量成果を使用しないで実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。</p> <p>注 「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土交通</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

---

省国土地理院の行うもの  
をいう。

注 「公共測量」とは、  
基本測量以外の測量の  
うち、局地的測量及び  
高度の精度を必要とし  
ない測量を除き、その  
費用の一部又は全部を  
国又は公共団体が負担  
し又は補助して実施す  
るものをいう。

(2) 基本測量（注）又は公共  
測量（注）の測量成果を使  
用しないで実施する測量、  
局地的測量及び高度の精度  
を必要としない測量以外の  
測量については、業務上の  
拠点が必要である。

注 「基本測量」とは、  
すべての測量の基礎と

(2) 制限しない。



<p>(m) 日本国外の土地</p>	
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。 るものをいう。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>注 「公共測量」とは、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除き、その費用の一部又は全部を国又は公共団体が負担し又は補助して実施するものをいう。</p> <p>なる測量で、国土交通省国土地理院の行うものをいう。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八</p>	<p>(n) 機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理 (六三三、八八六一一八八六六)</p>	<p>の測量サービス (八六七五三、八六七五四)</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

<p>(q) こん包サービス (八七六)</p>	<p>(p) 写真サービス (八七五)</p>	<p>七四〇二、八七四 〇三、八七四〇 九)</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) (2) (1) 制限しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、制限 しない。 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>(s) 会議サービス (八七九〇九)</p>	<p>(r) 印刷及び出版の サービス (八八四四二)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお</p>

<p>(t) 専門デザイン・サービス (八七九〇七)</p>	<p>(t) 翻訳及び通訳のサービス (八七九〇五)</p>	
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>しない。</p>

2 通信サービス

C 電気通信サービス

- 第一種電気通信事業又は第二種電気通信事業によって提供される次に掲げる基本電気通信サービス
- (a) 音声電話サービス (七五二一)
  - (b) パケット交換データ伝送サービス (七五二三)
  - (c) 回線交換データ伝送サービス (七五二三)
  - (d) テレックス・サービス (七五二三)
  - (f) ファクシミリ・ (七五二三)

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 日本電信電話株式会社への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

- (1) 制限しない。
- (2) 制限しない。
- (3) 日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。これ以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。
- (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

---

サービス

(七五二一、七五

二九)

(g) 専用回線サービ  
ス

(七五二二、七五

二三)

(o) その他

第一種電気通信事  
業とは、電気通信回  
線設備を設置して電  
気通信サービスを提  
供する事業をいう。

第二種電気通信事

業とは、第一種電気  
通信事業以外の電気  
通信事業をいう。

電気通信回線設備

とは、送信の場所と  
受信の場所との間を

---

---

---

<p>第二種電気通信事業      業によって提供される付加価値サービス。次に掲げるサービスを含む。</p> <p>(h) 電子メール・サービス      (七五二三)</p> <p>(i) ボイスメール・サービス      (七五二一)</p> <p>(j) 情報及びデータベースのオンラインでの検索サービス</p>	<p>接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。          (2) 制限しない。          (3) 制限しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。          (2) 制限しない。          (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>



- 
- ス
- (k) 電子データ交換  
(EDI) サービス  
(七五二二三)
- (l) 高度ファクシミリ・サービス  
(七五二二九)
- (m) コード及びプロトコルの変換サービス  
(七五二二三)
- (n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス  
(八四三)
- 電気通信サービス分野における特定の約束には、公衆回線
- 
- 
-

---

網と接続する国内専用回線を用いること  
によつて提供される  
音声伝送サービスを  
含まない。

第二種電気通信事  
業とは、第一種電気  
通信事業以外の電気  
通信事業をいう。

第一種電気通信事  
業とは、電気通信回  
線設備を設置して電  
気通信サービスを提供する事業をいう。

電気通信回線設備  
とは、送信の場所と  
受信の場所との間を  
接続する伝送路設備  
及びこれと一体とし  
て設置される交換設

---

---

---

(b) 映画の映写サー	<p>D 音響・映像サービ</p> <p>(a) 映画及びビデオ テープの制作及び 配給のサービス (九六一一)</p>	<p>(e) 電報サービス (七五二二)</p>	<p>備並びにこれらの附 属設備をいう。</p>
(1) 制限しない。	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	
(1) 制限しない。	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 約束しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。</p>	

<p>(e) 録音サービス</p>	<p>(d) ラジオ及びテレビの放送サービス (七五二四)</p>	<p>(c) ラジオ及びテレビのサービス (九六一三)</p>	<p>ビス (九六一二)</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 制限しない。</p>

<p>3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス</p> <p>A 建築物に係る総合建設工事</p> <p>(五一二)</p> <p>建築物に係る総合建設工事（鉱業に関連するものを除く。）</p>	
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>B 土木に係る総合建</p>	<p>建築物に係る総合 建設工事（鉱業に関 連するもの）</p>	
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p>
	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及 び租鉱権を必要とするサー ビスは、日本国の国民又は 日本国の法人が提供しなけ ればならない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これら以外は、各分野に 共通の約束における記載を 除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>しない。</p>

<p>土木に係る総合建設工事（鉱業に関連するもの）</p>	<p>設工事 (五一三) 土木に係る総合建設工事（鉱業に関連するものを除く。）</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーピスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーピスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の</p>	<p>(1) 約束しない。* (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。 (4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

設置及び組立工事	<p style="text-align: center;">C 設置及び組立工事 (五一四、五一六) のを除く。 (鉱業に関連するも のを除く。)</p>	
(1) 約束しない。*	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
(1) 約束しない。*	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>届出が必要である。 これら以外は、各分野に 共通の約束における記載を 除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>



<p>D 建築物の仕上工事 (五一七) 建築物の仕上工事 (鉱業に関連するも</p>	<p>(の) (鉱業に関連するも</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p>
<p>(2) (1) 制限しない。 約束しない。*</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。 (3) (2) 制限しない。 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。 外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。 これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>のを除く。)</p>	<p>建築物の仕上工事 (鉱業に関連するもの)</p>
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p>
<p>(3) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>	<p>(1) 約束しない。*</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサーブスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p> <p>外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p>

<p>その他（鉱業に 連するサービス）</p>	<p>E その他 （五一一、五一五、 五一八） その他（鉱業に 連するサービスを 除く。）</p>	
<p>(3) (2) (1) び租鉱権を必要とするサ ービス （3） 鉱業法により、 （2） 鉱業権及 （1） 約束手しない。＊ 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、約 束 （4） 各分野に共通の約 束にお ける記載を除くほか、約 束 （3） 制限しない。 （2） 制限しない。 （1） 約束手しない。＊</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約 束 （4） 各分野に共通の約 束にお ける記載を除くほか、約 束 しない。</p>
<p>(3) (2) (1) び租鉱権を必要とするサ ービス （3） 鉱業法により、 （2） 鉱業権及 （1） 約束手しない。＊ 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) ける記載を除くほか、制 限 （4） 各分野に共通の約 束にお ける記載を除くほか、制 限 （3） 各分野に共通の約 束にお ける記載を除くほか、制 限 （2） 制限しない。 （1） 約束手しない。＊</p>	<p>(4) ける記載を除くほか、約 束 （4） 各分野に共通の約 束にお ける記載を除くほか、約 束 しない。</p>

<p>4 流通サービス（公共卸売市場（注）において提供されるサービスを含まない。）</p> <p>注 公共卸売市場とは、国又は地方の政府の認可に基づ</p>	
	<p>ビスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>
	<p>ビスは、日本国の国民又は日本国の法人が提供しなければならぬ。</p> <p>外国為替及び外国貿易法第二十七条により、事前の届出が必要である。</p> <p>これら以外は、各分野に共通の約束における記載を除くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。</p>

---

き生鮮食料品（野菜、果物、海産物、肉類その他日常の用に供する食料品を含む。）又は花の間屋及び卸売のサービスのために設置される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

---

A

問屋サービス

（六二一、六一一

一、六一一三〇、六

一一一〇）

---

---

---

<p>たばこ及び塩に 連する問屋サービ ス</p>	<p>アルコール飲料に 関連する問屋サービ ス</p>	<p>米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関 連するサービスを除 く問屋サービ ス</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>

<p>B 卸売サービス (六二二、六一一 一、六一一三〇、六 二二〇) 米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関</p>	<p>石油及び石油製品 に関連する問屋サー ビス</p>
<p>(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>
<p>(3) (2) (1) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p>

<p>たばこ及び塩に 連する卸売サー ビス</p>	<p>アルコール飲料に 関連する卸売サー ビス</p>	<p>連するサービ スを除 く卸売サー ビス</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。</p>	<p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。 ける記載を除くほか、制限 しない。</p>



<p style="text-align: center;">C 小売サービス (六三一、六三二、 六一一一二、六一一 三〇、六一二一〇) 米、アルコール飲 料、たばこ、塩、石 油及び石油製品に関 連するサービスを除 く小売サービス</p>	<p style="text-align: center;">ビス</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>
<p>(4) 各分野に共通の約束にお</p> <p>(3) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、制限 しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(3) 外国為替及び外国貿易法 第二十七条により、事前の 届出が必要である。 これ以外は、各分野に共 通の約束における記載を除 くほか、制限しない。</p> <p>(4) 各分野に共通の約束にお ける記載を除くほか、約束 しない。</p>